

PSQ 委員会運営実施要領 (PSQM-01-D)

一般社団法人
ソフトウェア協会

PSQ 認証室

(制改訂履歴)

版	制改訂年月日	内容
初版	2015年6月24日	要員管理手順から分離して新規制訂

【目次】

1. 目的	1
2. 用語	1
3. 評価及び認証の規格	1
4. 委員会の設置	2
4.1 委員会の設置	2
4.2 委員の委嘱	2
5. 委員会の運営	3
6. 委員会の審議事項	4
6.1 PSQ 認証制度委員会	4
6.2 PSQ 技術委員会	4
6.3 PSQ 判定委員会	5

1. 目的

本要領は、一般社団法人ソフトウェア協会（以下「SAJ」という。）が PSQ 認証制度（以下「本制度」という。）の認証機関（以下「認証機関」という。）として実施する PSQ 委員会の運営について定めることを目的とする。

2. 用語

本要領で使用する用語は、「PSQ 認証制度基本規程」（PSQS-01）（以下「制度基本規程」という。）において使用する用語の例による。また、この要領で使用する認証業務運営に係る要員の役割並びに責任及び権限は、「PSQ 認証機関の組織及び業務運営に関する規程」（PSQM-01）（以下「業務運営規程」という。）において定められたものとする。

3. 評価及び認証の規格

本制度で行う評価及び認証は、「PSQ 認証手順」、「PSQ 評価方法」に基づく。

4. 委員会の設置

4.1 委員会の設置

認証機関は、「業務運営規程」の2.1.4 に規程された以下のPSQ委員会を設置する。

PSQ認証制度委員会

PSQ技術委員会

PSQ判定委員会

委員会の事務局は、SAJのPSQ認証室が担当する。

4.2 委員の委嘱

委員の委嘱及び代理人への委任は、次により行う。

- (1) 委員会の事務局は、統括責任者及び運営責任者と協議のうえ、委員候補者を選出する。
- (2) 委員会の事務局は、委員候補者に委員就任の内諾を得る。
- (3) 委員会の事務局は、委員候補者への委員委嘱のための起案手続を行い、統括責任者の決裁を受ける。
- (4) 委員会の事務局は、委員候補者及びその所属機関の上司（所属機関の上司の承諾を必要としない又は委員候補者が機関に所属しない場合には、本人あてのみとする。）に対し、PSQM-01-C 様式 12-1 及び様式 12-2 を用いて委員の就任を依頼する。
- (5) 委員会の事務局は、委員候補者及びその所属機関の上司（所属機関の上司に依頼した場合のみ）に当該文書を配達記録が残る方法で送付し、送付したことを電子メール等にて連絡する。
- (6) 当該各者から「承諾書」（PSQM-01-C 様式 13-1 及び様式 13-2（所属機関の上司に依頼した場合のみ））及び「倫理誓約書」（PSQM-01-C 様式 9）が提出されたのち、「委嘱状」（PSQM-01-C 様式 6）によって最高経営責任者が委員を委嘱する。
- (7) 委員会の事務局は、委員及びその所属機関の上司（所属機関の上司に依頼した場合のみ）当該文書を受領したこと、及び「委嘱状」を配達記録が残る方法で送付したことを電子メール等にて連絡する。
- (8) 委員による代理人への委任は、事前に委員から委任状が提出され、かつ、代理人から倫理誓約書が提出されたことをもって成立する。

5. 委員会の運営

- (1) 委員会の事務局は、各委員会の開催手続を行う。開催案内は、委員長の了承のもと、委員会委員長名で行う。
- (2) 各委員会における評決は、出席した委員の全員一致によるものとする。意見の一致をみないときは評決を取り、最終意見は、委員長に一任するものとする。
- (3) 各委員会は、原則として、代理人の出席は認めない。ただし、委員より事前に代理人を出席させる旨の通知があり、かつ、代理人が当該委員から委任された場合は、委員長は代理出席を認めることとする。また、審議案件の資料を事前配付している場合の委員会開催においては、出席予定の委員が急用等で出席ができないときは、評決を委員長に一任することができる。
- (4) 各委員会の委員長が、急用等で出席ができないときは、出席委員の中から議事進行役を選出し開催する。選出された者は、委員長の職務を代行する。
- (5) 各委員会の委員長は、必要があると認めるときは、当該委員長が長を務める委員会以外の委員会の委員、専門家及びSAJの職員を当該委員長が長を務める委員会に出席させ、意見の開陳又は説明を求めることができる。
- (6) 各委員会の委員長は、当該委員会の審議事項に係る重要問題又は緊急問題の検討のために必要と認められる場合、当該委員会の下に一時的な作業グループ（以下「WG」という。）を設置することができる。この場合、WGの委員のうち1名は、当該委員会の委員でなければならない。また、WGを総理する者として主査を置くこととし、主査はWGの委員の互選とする。この手順は、WGの運営について準用する。この場合において「委員会」とあるのは「WG」と読み替えるものとする。
- (7) 各委員会にあつては、委員長がその審議対象となる案件について一部の委員に利害関係があると認めた場合には、委員長は、その案件について当該委員の一時退席を求めるか、同席は認めるが審議には加わらない等の配慮を行わなければならない。
- (8) 委員が委員会に出席した場合には、SAJの諸謝金等規程に基づき、当該委員に旅費及び委員謝金を支給する。ただし、委員が受領を辞退した場合は、この限りではない。なお、委員の代理の者が出席した場合であっても同様とする。

6. 委員会の審議事項

6.1 PSQ 認証制度委員会

PSQ認証制度委員会は、PSQ認証制度の運営に関して、統括責任者に対する助言機関として、次の事項について審議し、提案する。

- (1) PSQ評価及び認証制度の運営の方針に関する事項
- (2) 「PSQ 評価及び認証制度の基本規程」(PSQS-01) 及び「認証機関の組織及び業務運営に関する規程」(PSQM-01) の改廃に関する事項
ただし、制度運営に影響を与えない軽微なものは除く。
- (3) 運営方法の見直し及びその是正措置の実施状況等に関する事項
- (4) その他認証制度の円滑な運営に必要な事項(委員会構成の変更、将来の運営に影響する事項等を含み、他の委員会の審議事項を除く。)

6.2 PSQ 技術委員会

PSQ 技術委員会は、統括責任者に対する技術的専門事項の助言機関として、次の事項について審議し、提案する。

- (1) 認証のための評価の基準及び方法の策定に関する事項
- (2) その他認証制度運営に係る技術的事項

6.3 PSQ 判定委員会

PSQ 判定委員会は、統括責任者に対する助言機関として、次の事項について審議し、評定する。PSQ 判定委員会における認証の授与、拒否又は取消しの評定は、以下に定める評定基準に基づくものとする。

- (1) ソフトウェア製品に関する認証の授与、拒否又は取消しの評定
- (2) ソフトウェア製品に関する認証要員の資格認定、登録等に係る事項
- (3) その他認証制度運営に係る評定に関する事項

なお、PSQ 判定委員会は、上記(1)に係る評定を行う場合には、当該評定案件に関わった認証要員から報告を聴取することができる。

【PSQ 判定委員会における評定基準】

(1)の評定基準は、次のとおりとする。

a. 認証の授与	認証基準を満たしていると評価できる場合
b. 認証の拒否	認証基準を満たしていないと評価できる場合
c. 認証の取消し	認証基準を満たさなくなったと評価できる場合 又はその他不正な行為が見つかった場合

附則

1（施行期日）平成27年6月34日から施行する。

SAJ